

## 安全な飲み水・衛生に関する専門家が声明

2020/11/02

国連人権高等弁務官事務所

安全な飲み水・衛生に関する特別報告者が声明を公表した。内容は以下のとおり。20 億人以上の人々が水・衛生にアクセスできない状況にある世界で、COVID-19 パンデミックがこの最も基本的な人権の保障が極めて重要であることを強調している。頻繁な手洗いは現在のところ COVID-19 感染拡大に対する最も効果的な予防手段の 1 つであるが、人々が安全な水にアクセスできなければ、頻繁な手洗いをしよう求めるのは不合理である。ウイルス感染拡大を封じるために、水・衛生への普遍的アクセスを保障しなければならない。気候変動と COVID-19 の危機に打ち勝つには、周縁化された人々・集団をエンパワーし、女性と少女、人権のために立ち上がる人々を保護しなければならない。社会的・環境的価値は相互関連しており、水域にある生態系の健全な保護は安全な飲み水・衛生への普遍的アクセスの保障に不可欠である。

## ジャーナリストへの犯罪不処罰をなくす国際デー 専門家が共同声明

2020/11/02

国連人権高等弁務官事務所

ジャーナリストへの犯罪不処罰をなくす国際デーに際し、略式処刑、意見・表現の自由に関する特別報告者が共同声明を公表した。内容は以下のとおり。毎年、何百人ものジャーナリストが自身の調査活動や報道のために攻撃・ハラスメント・脅迫を受け、誘拐・拷問され、収監・起訴されている。失踪・殺害される事件も多い。しかしながら、実行者が責任を追求されることは稀である。各国政府には、ジャーナリストに対する全ての犯罪を迅速・公平・徹底的・独立・効果的に捜査する義務を想起するよう求める。捜査は犯罪がジャーナリストの活動に関連するものと推定して行われ、全ての責任者が特定・起訴されなければならない。捜査・起訴が行われなければ暴力は繰り返され、生命・身体の安全、意見・表現の自由やメディアの独立が損なわれる。不処罰に対する国内の努力が不十分ならば、国際的な取組みが必要である。国連は常設の捜査メカニズムを設置すべきである。

## 女性差別撤廃委員会第 77 会期閉幕

2020/11/05

国連人権高等弁務官事務所

女性差別撤廃委員会第 77 会期が閉幕した。今会期はリモートで開催され、当初予定されていた、8 か国の報告書審査は延期された。とはいえ会期では、グローバル移住における女性・少女の人身売買に関する一般勧告 38 号が採択された。これは、締約国政府その他の関係者に対し、女性・少女の人身売買の防止と犠牲者の保護に関する条約上の義務を示し、措置を勧告するものである。また、全ての女性人権活動家の釈放を求める声明も採択された。この他、一般勧告 35 号(女性に対するジェンダーに基づく暴力)で規定される締約国政府の義務と責任の実施に関するガイダンスノートや、COVID-19 のようなパンデミック中の女性・少女に対するジェンダーに基づく暴力への対処に関する政府その他関係者のための専門家のガイダンスの起草作業も行われた。第 78 会期は 2021 年 2 月 8～26 日に開催される予定である。

## 自由権規約委員会第 130 会期閉幕

2020/11/09

### 国連人権高等弁務官事務所

自由権規約委員会第 130 会期が 11 月 6 日に閉幕した。技術的課題や、委員の居住地間の 14 時間の時差にもかかわらず、今会期はオンラインで開催された。会期では、自由権規約締約国との建設的な対話は行われず、6 か国(エチオピア、ジョージア、アイルランド、キルギス、ルクセンブルク、ザンビア)に対する事前質問事項と 7 か国(ギニアビサウ、リビア、モルディブ、マルタ、シリア、イエメン、ジンバブエ)に対する定期報告に先立つ事前質問事項が採択された。また、64 件の個人通報が検討され、そのうちの 50 件について本案の審査が行われ、48 件が権利侵害ありとされた。第 131 会期は 2021 年 3 月 1～26 日に開催される。COVID-19 のために対面での開催ができない場合には、2 か国の定期報告書が試験的・例外的にオンラインで審査される予定である。

## COVID-19 ワクチンへの普遍的アクセスに関する共同声明

2020/11/09

国連人権高等弁務官事務所

健康等に関する特別手続担当者が共同声明を発した。内容は以下のとおり。COVID-19 パンデミックとの闘いにナショナリズムが存在する余地はない。このパンデミックとの闘いは、全ての国の協調した、人権に基づく勇敢な対処を要する。闘いの成功はワクチンの集団接種にかかっており、自国民のためだけにワクチンを確保しようとする国々が存在するが、これは無益な行いであろう。各国政府に対し、COVID-19 ワクチンへのグローバルな公平なアクセスのための COVAX の取組みを支持するよう求める。国際人権法に基づき、COVID-19 のワクチン・治療は全ての人々が利用できるものにしなければならない。また、ワクチン・治療に関する医療技術・知識の広範な共有の確保のために、先進国と開発途上国間の協力・支援を求める。さらに、製薬企業には人権を尊重する責任があり、人々の生命・健康の権利より利益を優先してはならず、インドと南アフリカ共和国が世界貿易機構（WTO）に行った要請（ワクチン・治療薬等の特許権を付与・行使しない選択を各国に許すこと）を歓迎する。

## 中南米の環境に関するエスカス条約を歓迎する共同声明

2020/11/09

国連人権高等弁務官事務所

特別手続担当者が、中南米で初となる環境に関する人権条約が間もなく発効することを歓迎する共同声明を公表した。内容は以下のとおり。環境紛争が急増し、環境人権活動家に対する脅迫・ハラスメント・抑留が続く中で、エスカス条約は無数の個人とコミュニティに希望を与えるものである。健全な環境の権利を保障する条約は、個人とコミュニティが政府にこの権利の保護・実現の責任を果たさせるために必要なツールである。前例のないレベルの暴力を受けた先住民族と環境人権活動家のための強力な保護も規定されている。他の地域が透明性、説明責任、コミュニティの関与を通じてより良い天然資源ガバナンスと環境保護のために協力を改善し努力を結集する際に、この条約がモデルとなると期待する。条約はまた、情報、参加、正義へのアクセスの権利を保障することにより、環境ガバナンスに対する強力な権利に基づく取組みを確認している。

## 女性差別撤廃委員会 人身売買に関する一般勧告を公表

2020/11/11

国連人権高等弁務官事務所

女性差別撤廃委員会は、デジタル時代における人身売買の取り締まりを求める一般勧告を公表した。内容は以下のとおり。最近では人身売買がサイバー空間で行われる傾向がある中、女性・少女の人身売買もオフラインの域を超えて行われている。COVID-19 によるロックダウンのために人身売買業者は従来の方法では女性・少女を雇うことができなくなり、潜在的被害者に容易にアクセスできるソーシャルメディアやチャット・アプリが発達している。ソーシャルメディアやメールサービス企業に対し、女性・少女が人身売買・性的搾取にさらされるリスク低減のための管理を設定し、人身売買業者・関与者を需要側から特定するためにビッグデータを活用するよう求める。各国政府に対し、根本原因に対処するよう求める。根本的な問題は、社会経済的不正義、ジェンダー差別的な移住政策・庇護制度、紛争・人道危機的状况を含む、性差別に存在する。

## ビジネスと人権に関するフォーラム開催の予定

2020/11/13

### 国連人権高等弁務官事務所

第9回ビジネスと人権フォーラムが11月16～18日に開催される。バーチャルで行われる今会期のテーマは、「ビジネスに係る人権侵害の防止-人々と地球にとって持続可能な未来をつかむ鍵」である。フォーラムではまた、政府・実業界・投資家コミュニティは人権を尊重・保護する方法で現在のCOVID-19パンデミックにいかに対処すべきか、回復とより良い復興にいかに関与できるかについても検討される予定である。各国政府、企業、機関投資家、地域団体、市民社会組織、国連機関、国内人権機関、労働組合、研究者、メディアが参加し、主な発言者には、国連人権高等弁務官、ILO事務局長、国連グローバル・コンパクト事務局長、欧州委員会司法委員、The Elders会長・元アイルランド大統領等が予定されている。



## 人種差別撤廃委員会第 102 会期開幕

2020/11/16

### 国連人権高等弁務官事務所

人種差別撤廃委員会第 102 会期が開幕した。今会期は 11 月 24 日までオンラインで開催される。人権高等弁務官事務所の代表は、COVID-19 パンデミックは人種差別を含む多くの人権問題を引き起こし、世界中のコミュニティに困難をもたらしており、時にはアフリカ系の人々、先住民族、移住者、難民、庇護希望者等の人々が大きな影響を受けていると指摘した。また、ワクチン製造の現実化の可能性が見える中、委員会の前会期で採択された、COVID-19 と人種差別撤廃条約との関係に関する声明がこれまで以上に重要になっていると述べた。反差別国際運動事務局次長の小松泰介さんは、締約国報告書審査が行われなかったために、締約国報告書の滞留と人権保護の欠如が増えていることに懸念を示し、オンラインまたはオンライン・対面の混合での審査のための資源・条件が来年には整えられるべきであると述べた。この他にも、審査の再開を求める発言がみられた。

## 少数者問題に関するフォーラム開催の予定

2020/11/17

### 国連人権高等弁務官事務所

第13回少数者問題に関するフォーラムが11月19～20日にバーチャルで開催される。フォーラムでは、ヘイトスピーチ、外国人排斥のレトリック、少数者に対する憎悪の扇動に対する取組みにおける重要な課題が討議される。特に、①ソーシャルメディアにおける少数者に対するヘイトスピーチの原因・規模・影響、②国際法的・制度的枠組み、③オンライン・ヘイトスピーチの規制-国際機関、政府、インターネット企業、ソーシャルメディア・プラットフォームの役割と責任、④少数者のためのより安全な場を目指して-オンライン・ヘイトスピーチに対する積極的な取組み-国内人権機関・人権団体・市民社会その他の関係者の役割に重点が置かれる。各国政府、国連機関、国際・国内・地域機関の高官、市民社会等が参加する予定である。主な発言者は、人権理事会議長、人権高等弁務官、ジェノサイド防止担当事務総長特別顧問代理等である。

## 女性に対する暴力撤廃の国際デーに向けて人権専門家が声明

2020/11/23

国連人権高等弁務官事務所

11月25日の女性に対する暴力撤廃の国際デーに向けて、女性に対する暴力に関する特別報告者が声明を公表した。内容は以下のとおり。世界中でCOVID-19パンデミックが女性に悪影響を与える中、フェミサイド(女性殺し)とジェンダーに基づく女性に対する暴力が蔓延し、あらゆる地で女性・少女の命が奪われている。世界中全ての政府と関係者に対し、フェミサイドやジェンダーに関わる女性殺害と、ジェンダーに基づく女性に対する暴力の蔓延防止のために、分野横断的な防止機関やフェミサイド・ウォッチ等を設置し、迅速な措置をとるよう求める。こうした機関が任務とすべきことは、①フェミサイドやジェンダーに関わる女性殺害に関する比較可能な細分化されたデータの収集、②問題点を特定するためのフェミサイド事件の分析、防止のための措置の勧告、③時間とともにフェミサイド犠牲者が忘れ去られることのないよう確保、である。

## 人種差別撤廃委員会第 102 会期閉幕

2020/11/24

国連人権高等弁務官事務所

人種差別撤廃委員会第 102 会期が閉幕した。今会期は COVID-19 の状況によりリモート開催となり、締約国の報告書審査は延期された。すべての公開の会合はウェブ中継された (<http://webtv.un.org/>)。会期中には、人種的プロファイリングの防止・撲滅に関する一般勧告 36 号が採択された。中国、キューバ、グアテマラ、キルギス、モンテネグロ、韓国に関するフォローアップ報告書が検討され、早期警戒・緊急行動手続において 5 カ国に書簡が送付された。また、ガイアナとモナコの定期報告に先立つ事前質問事項が採択された。さらに、スウェーデンに対するサミ 15 名の個人通報に関する意見が採択され、権利侵害ありとされ、同国政府に対し効果的救済措置とサミを先住民族と認めるための法改正が求められた。第 103 会期は 2021 年 4 月 19～30 日に開催される予定で、締約国の報告書審査がリモートで行われる可能性もある。

## 強制失踪委員会第 19 会期閉幕

2020/11/25

### 国連人権高等弁務官事務所

9 月 7 日からリモートで開催されていた強制失踪委員会第 19 会期が閉幕した。委員会はこの間に 22 回の会合をもち、チェコ、ギリシャ、ニジェールに関する事前質問事項、報告書未提出のマリに関する事前質問事項を採択した。また、8 カ国の総括所見フォローアップに関する報告書、現時点で登録されている 969 件の緊急行動に関する報告書も採択した。さらに、イラクの第 1 次報告書に関して同国と相互対話を行い、総括所見を採択した。これは初のオンラインでの条約機関と締約国との相互対話であったが、委員長は、COVID-19 パンデミックにもかかわらず委員会が任務を継続するための例外的・一時的措置でなければならぬと強調した。委員会は、赤十字国際委員会、非自発的・強制失踪作業部会とも会合した。第 20 会期は 2021 年 4 月 12～21 日に開催される予定である。

## 人種差別撤廃委員会 人種的プロファイリングに関する一般勧告

2020/11/26

国連人権高等弁務官事務所

人種差別撤廃委員会が人種的プロファイリングに関する一般勧告を公表した。内容は以下のとおり。法執行官によるビッグデータ・AI・顔認識その他の最新技術の利用増加によって、人種主義・人種差別・外国人排斥が深刻化し、多くの人権侵害が生じている。特に、アルゴリズムによるプロファイリング・システムは、国際人権法に完全に合致したものでなければならない。このようなシステムが法執行目的で配備される場合は、システムの設定・適用における透明性が重要である。システム利用の情報開示、システムの運用方法、利用されるデータセット、人権侵害防止措置についての説明も重要である。法執行のためのシステムの開発・販売・運用を行う民間企業には、法律家等様々な分野の個人を含めて、システムが引き起こす人権侵害のリスクを評価する責任がある。各国政府は、顔認識技術を採用する以前に、人権への影響を慎重に評価すべきである。

## 奴隷制度廃止国際デーに向けて人権専門家が共同声明

2020/11/30

国連人権高等弁務官事務所

奴隷制度廃止国際デーに向けて人権専門家が共同声明を公表した。内容は以下のとおり。COVID-19 パンデミックが、社会経済的脆弱性、差別、強制労働における搾取の危険性との直接的なつながりを際立たせている。労働者が政府から適切な経済的・社会的その他の支援を受けられなければ、深刻な搾取の危険に直面する。実際、過去数カ月にこうした事態が増えている。COVID-19 パンデミックのために誰一人取り残されることがないように、各国政府は奴隷制度・人身取引の被害者の特定・保護に一層努力しなければならない。各国政府に対し、既存の様々な不平等を撲滅することによって、社会・労働保護の枠組みを強化するよう求める。子どもの保護のための資金増加は急務である。この世界的難局に対処し、COVID-19 パンデミックからの持続可能な強靱な回復に向けて、SDGs の達成を目指した行動を加速するには国際連帯が不可欠である。